

掛川市条例第44号

掛川市富士見台霊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市富士見台霊園条例の一部を改正する条例

掛川市富士見台霊園条例（平成17年掛川市条例第90号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(清掃料) 第11条 使用者は、清掃料として、1年につき <u>2,520円</u> を市長の定める日までに納入しなければ ならない。ただし、市長が特別の理由があると認 めるときは、清掃料を減免し、又は区域を定 めて徴収しないことができる。 2 (略)	(清掃料) 第11条 使用者は、清掃料として、1年につき <u>2,590円</u> を市長の定める日までに納入しなければ ならない。ただし、市長が特別の理由があると認 めるときは、清掃料を減免し、又は区域を定 めて徴収しないことができる。 2 (略)

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。